

衆議院 商工委員会 議 録 第 八 号

平成六年六月十五日(水曜日) 午後零時十分開議

出席委員

- 委員長 白川 勝彦君
- 理事 逢沢 一郎君
- 理事 尾身 幸次君
- 理事 古賀 正浩君
- 理事 河合 正智君
- 浦野 休興君
- 小此木八郎君
- 金田 英行君
- 鈴木 宗男君
- 谷川 和穂君
- 中島洋次郎君
- 野田 聖子君
- 武山百合子君
- 豊田潤多郎君
- 西村 眞悟君
- 伊東 秀子君
- 野坂 浩賢君
- 松本 龍君
- 赤松 正雄君
- 井出 正一君
- 吉井 英勝君

- 理事 甘利 明君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 大島 章宏君
- 小川 元君
- 片岡 武司君
- 熊代 昭彦君
- 田原 隆君
- 中尾 栄一君
- 丹羽 雄哉君
- 青山 丘君
- 土田 龍司君
- 西川太一郎君
- 山田 正彦君
- 今村 修君
- 早川 勝君
- 赤羽 一嘉君
- 佐藤 茂樹君
- 枝野 幸男君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 畑 英次郎君
- 國務大臣 (経済企画庁長官) 寺澤 芳男君

出席政府委員

- 経済企画庁長官 浦井 洋治君
- 官房長 坂本 導聰君
- 経済企画庁国民生活局長 塩谷 隆英君
- 経済企画庁国民生活局審議官 塩谷 隆英君

- 環境庁大気保全局長 松田 朗君
- 厚生省業務局長 田中 健次君
- 通商産業大臣官房長 牧野 力君
- 通商産業大臣官房総務審議官 江崎 格君
- 通商産業大臣官房商務流通審議官 清川 佑二君
- 通商産業省基礎産業局長 細川 恒君
- 商工委員会調査室長 山下 弘文君

委員外の出席者

- 委員の異動 六月十五日
- 兼任 梶山 静六君
- 兼任 森 喜朗君
- 兼任 吉田 治君
- 兼任 関山 信之君
- 兼任 和田 貞夫君
- 兼任 伊東 秀子君
- 同日 兼任 片岡 武司君
- 兼任 鈴木 宗男君
- 兼任 片岡 武司君
- 兼任 青山 丘君
- 兼任 今村 修君
- 兼任 伊東 秀子君
- 兼任 片岡 武司君
- 兼任 梶山 静六君
- 兼任 吉田 治君
- 兼任 和田 貞夫君
- 兼任 関山 信之君

- 補欠選任 六月十五日
- 兼任 鈴木 宗男君
- 兼任 片岡 武司君
- 兼任 青山 丘君
- 兼任 今村 修君
- 兼任 伊東 秀子君
- 兼任 片岡 武司君
- 兼任 梶山 静六君
- 兼任 吉田 治君
- 兼任 和田 貞夫君
- 兼任 関山 信之君

六月十五日
民間の古紙回収システム存続に関する請願(甘利明君紹介)(第二七三七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
製造物責任法案(内閣提出第五三三号)
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

○白川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、製造物責任法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案につきましては、去る十日質疑を終局いたしておりますが、尾身幸次君より質疑の申し出がありましたので、これを特に許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。
尾身幸次君。

○尾身委員 製造物責任法案につきましては、過失責任から欠陥責任という点におきまして、消費者被害の救済に大いに寄与すると思っております。いままでの場合は、特に輸血用血液製剤につきましては、場合によっては、献血者や献血事業の事業者に不安を与え、血液の安定供給に支障を生じることがあるとの懸念もあるわけでございます。

その点につきまして、私は、最後の段階で、委員各位の御同意をいただきまして、幾つかの点について確認という意味で質問をさせていただきます。

第一に、この製造物責任法案では、「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう」とされておりますが、輸血用血液製剤はこの法案で言う「製造物」に該当するかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○田中(健)政府委員 血液製剤には、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤がございますけれども、いずれも加工された動産に当たることから、「製造物」に含まれ、この製造物責任法の対象となるものでございます。

○尾身委員 その場合、輸血用血液製剤の欠陥の判断について、政府の見解を承りたいと思っております。

○田中(健)政府委員 輸血用の血液製剤、これは全血製剤と血液成分製剤をいうわけでございまして、輸血用の血液製剤の欠陥につきましては、次のような製剤の特性等の事情を総合的に考慮して判断する必要があります。

その第一点は、生命の危機に際しまして使用されるものでございまして、ほかに代替する治療法がなく極めて有用性が高いということ。
それから第二点は、輸血によりウイルス等の感染や免疫反応等により副作用が生ずるおそれがある旨の警告表示がなされているということ。

それから三番目は、輸血用血液製剤は、世界最高水準の安全対策を講じた上で供給されておりますが、技術的にウイルス感染やあるいは免疫反応等により副作用の危険性を完全に排除できないというところでございます。

したがって、現在の科学技術の水準の下で技術的に排除できないウイルス等の混入や免疫反応等による副作用は欠陥に該当しないものと考えております。

○尾身委員 現在、日本赤十字社職員は、血液の国内自給を目指しまして、大変な苦勞をされているわけでございます。その献血事業に地道に従事しておられる方々が、輸血用血液製剤の製造業者として製造物責任を問われることになるのではない

か。仮にこの責任を問われるようなことになれば、安心して業務に従事することができなくなるわけでございます。献血事業の土気にも大きな影響があるわけでございます。この点についての政府の御見解を承ります。

○田中(健)政府委員 この法案での製造物責任の責任主体は、当該製造物の製造業者等でございます。献血業務に携わる日本赤十字社の職員は血液製剤を製造または加工した者とは言えないわけでございますので、本法案によりまして製造物責任を問われることはないということでございます。

○尾身委員 輸血用血液製剤が製造物責任法の対象となったことによりまして、被害者の救済が図られる反面、血液事業に影響が生じるのではないかと不安もあるわけでございます。そうした影響について政府はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

例えば、政府広報を通じて輸血用血液製剤の欠陥についての政府見解を周知徹底するとか、あるいは日本赤十字社の第一線の声を十分聞いて作業手順を策定するなど不安を解消する努力をすべきだと考えておりますが、政府はいかがするおつもりか、お考えをお伺いをいたします。

○田中(健)政府委員 政府広報を通じて、さきに申し上げました輸血用血液製剤の欠陥についての政府見解の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、日本赤十字社の第一線の職員の意見を聞きまして作業手順等を作成するとともに、献血者の問診等につきましては煩雑とならないよう配慮いたしまして、献血者の協力が得られるように努めてまいりたいと思っております。さらに、献血推進につきましても広報の充実を図ってまいりたいと考えております。

このような対策を講ずることによりまして、血液事業に支障が生じないよう政府として最大限努力をいたしたいと思っております。

○尾身委員 最後に、献血者がみずからの献血し

た血液がもとで被害が生じた場合に製造物責任を問われるようなことになりますと、国民に献血の協力をしていただけないかと思われまいます。献血者が製造物責任を問われることはないかと思われまいます。この場ですっかりと確認をしていただきたいと思います。

○田中(健)政府委員 製造物責任の責任主体は、当該製造物の製造業者等でございます。献血者は血液製剤を製造または加工した者とは言えないわけでございますので、本法によりまして製造物責任を問われることはないと思われまいます。

○白川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○白川委員長 白川委員長 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○白川委員長 この際、本案に対し、吉井英勝君から修正案が提出されております。吉井英勝君。提出者より趣旨の説明を求めます。吉井英勝君。

製造物責任法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○吉井委員 ただいま議題となりました、政府提出、製造物責任法案に対する日本共産党の修正案について、その趣旨と提案理由を御説明いたします。

お手元に配付してございます修正案要綱と法案にございますように、抜本的な消費者被害の救済を図る立場から、以下の五項目について政府案を修正しようとするものであります。

その第一は、目的条項である第一条から「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」という、いわば経済調和条項を削除し、本法案の目的を製造物の欠陥による被害から消費者の保護と救済を図ることを明確に定めようとするものであります。

第二は、第一条第二項の「欠陥」の定義を、「製

造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること」とし、いわゆる消費者期待基準を明記しようとするものであります。

第三は、「免責事由」を定めたいわゆる開発危険の抗弁に関する第四条第一号の規定を削除し、被害を受けた消費者の救済を広く、かつ迅速にしようとするものであります。

第四は、いわゆる推定規定を新たに設けようとするものであります。

すなわち、消費者が、製造物を通常予期される方法で使用したにもかかわらず損害が生じた場合で、その損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があり、かつ、その欠陥により損害が生じたものと推定する規定を設けるとともに、損害発生時の欠陥は、その欠陥が流通に置いたときから存在していたと推定する規定を設けようとするものであります。

最後に、第五条の「期間の制限」につきまして、製造業者等の責任期間を政府案の十年から、これを二十年に延長するものであります。

以上提案いたしました五項目は、今日までの製造物責任法制定を求めた国民的運動の中で広く学者や法曹界も含め到達した切実な内容であり、これまでには社会党、公明党の立法提案にも盛り込まれてきた内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますよう委員各位に切にお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○白川委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○白川委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○白川委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○白川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○白川委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、甘利明君外四名より、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党及びさきがけ・青雲・民主の風五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。甘利明君。

○甘利委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします
製造物責任法案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、製造物の欠陥による被害の防止と円滑な救済を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法は、製造物の欠陥によつて生じる責任のあり方を基本的に改めるものであり、その内容について、一般消費者、中小企業者等に的確に周知を図り、被害者救済を適切に実現するため、当委員会の審議を通じて明らかにされた立法の趣旨、条項の解釈等につき、関係者に十分周知徹底されるよう各般の方法による広報に努めること。

特に、輸血用血液製剤については、その特殊性にかんがみ、審議における政府見解の周知徹底を図ること。

二 日本赤十字社の血液事業について、現場の業務手順の作成等により、同社の職員が安心して業務ができるよう措置するとともに、献

血者の間診等が献血者にとって煩雑なものとならないよう配慮し、必要な協力が得られるようにすること。

三 被害者の立証負担の軽減を図るため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること。

四 裁判によらない迅速・公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること。

五 中小企業の負担軽減のため、製品安全対策、クレーム処理等についての相談・指導体制の充実を図るとともに、安全な製品を供給するための各種の活動につき積極的支援を図ること。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分な配慮を払うこと。

六 製造物に係る事故原因の調査結果については、事故の再発防止を図る観点から、企業秘密やプライバシーの保護及び円滑な情報収集の確保に配慮しつつ積極的に公開するよう努める等、事故情報の提供の一層の拡充・強化を図ること。

また、消費者安全に係る消費者教育の充実にも努めること。

七 各種法令による安全規制については、対象品目、規制基準等について、最新の技術等の環境の変化に適切に対応させ、危害の予防に万全を期すること。

以上であります。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

この際、寺澤経済企画庁長官及び畑通商産業大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。寺澤経済企画庁長官。

○寺澤国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して、適切な措置の実施に努めてまいり所存でございます。

○白川委員長 畑通商産業大臣。

○畑国務大臣 ただいま御決議賜りました附帯決議につきましては、その趣旨を十二分に踏まえて、実施に移してまいりたいと考えております。

○白川委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○白川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○白川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

この際、寺澤経済企画庁長官及び畑通商産業大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。寺澤経済企画庁長官。

○寺澤国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して、適切な措置の実施に努めてまいり所存でございます。

○白川委員長 畑通商産業大臣。

○畑国務大臣 ただいま御決議賜りました附帯決議につきましては、その趣旨を十二分に踏まえて、実施に移してまいりたいと考えております。

○白川委員長 次、参議院送付、内閣提出、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。畑通商産業大臣。

○畑国務大臣 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

オゾン層保護の問題につきましては、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の採択を受け、我が国におきましても、昭和六十三年五月に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律が制定され、平成元年七月から同法に基づく特定フロンの製造の規制等が開始されました。

また、平成二年六月に採択されたモントリオール議定書の改正を受け、平成三年三月に同法の一部改正法が制定され、平成四年八月から製造等の規制対象となる特定物質に、トリクロロエタン等が加えられたところであります。

さらに、その後の国際的なオゾン層保護の問題への対応のあり方についての検討を踏まえ、平成四年十一月に、新たな規制物質の追加等と内容とする二度目のモントリオール議定書の改正等が採択されました。この二度目の改正に対応するため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、製造等の規制の対象となる特定物質の定義をモントリオール議定書の規定に即して政令で定めることとし、ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロプロモフルオロカーボン及び臭化メチルを加えることとしております。

第二に、特定の用途に充当されることが確認された場合等に限り、特例として一定量の特定物質の製造等を認めることとしております。

第三に、唯一の指定物質であるハイドロクロロフルオロカーボンが特定物質となることに伴い、指定物質に係る規定を削除することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○白川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

製造物責任法案に対する修正案

製造物責任法案の一部を次のように修正する。

第一条中「図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する」を「図る」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること(当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示が不適切であること)により消費者が正当に期待し得べき安全性を欠くこととなる場合を含む。をいう。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の製造物の欠陥は、当該製造物の製造業者等がこれを引き渡した時において存在していたものであることを要する。

第四条を次のように改める。

(免責事由)

第四条 製造業者等は、当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じたこと、その欠陥が生じたことにつき過失がないことを証明したときは、前条第一項に規定する賠償の責めに任じない。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第二条を」を「第三条第一項」に、「十年」を「二十年」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(推定)

第五条 製造物を通常予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があり、かつ、当該欠陥により当該損害が生じたものと推定する。

2 損害が発生した時において存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の際において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じて当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる場合には、当該製造物の製造業者等がこれを引き渡した時から存在していたものと推定する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定物質及び指定物質」を「特定物質等」に、「特定物質及び指定物質」を「特定物質」に、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二条第一項中「議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質」を「オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるもの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「議定書附属書A及び附属書Bに掲げるグループの別とする」を「政令で定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「その種類」とに算定するものとし、各物質の量に議定書附属書A又は附属書Bに掲げる当該物質のオゾン破壊係数を乗じて得られる値を合計した数量を「特定物質の量」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

第三条第一項第一号中「消費量」の下に「(議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項を削る。

第四条第一項ただし書を次のように改める。ただし、次の場合には、この限りでない。

一 第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質を製造するとき。

二 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質を製造するとき。

三 第十三条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質を製造するとき。

四 政令で定める一定数量以下の特定物質を製造するとき。

第四条第二項中「特定物質の種類」とに「を削り、同項第五号中「通商産業省令で定める地域を仕向地として」を削り、「いう。」の下に「及びその仕向地」を加え、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項第四号」に、「数量以下」を「一定数量以下」に改め、「その種類」とに「を削る。第五条を次のように改める。

(輸出用製造数量の指定)

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合には、当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

2 前項の規定による輸出用製造数量の指定は、仕向地を定めて行う。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指定に係る者の申請に基づき、その指定を変更することができる。

4 第一項の規定による指定があつたときは、その指定に係る者は、輸出用製造数量に係る特定物質の製造においては、その製造に係る数量がその製造の時に於ける確定輸出数量、その製造に係る特定物質(当該指定に係る種類のものに限る。)であつて、通商産業省令で定めるところ

により、当該規制年度において同項の指定に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確定であることについての通商産業大臣の確認を受けたものの数量をいう。を超えることとならないようにしなければならない。

5 第三項の申請の手続は、通商産業省令で定める。

第五条の次に次の一条を加える。
(特定物質)の製造数量の許可
第五条の二 通商産業大臣は、議定書の確かな実施を確保するために必要があると認めるときは、第四条第一項の許可のほかに、特定物質及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする特定物質の数量について、許可を行うことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による特定物質ごとの製造数量の許可を行うときは、その旨を告示するものとする。

3 第四条第二項の規定は、第一項の許可について準用する。

第七条中「当該種類の」を削り、「第四条第一項」の下に「若しくは第五条の二第一項」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「指定」の下に「若しくは同条第三項の規定による変更」を加える。

第八条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第一項中「許可製造者」を「第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。))」に改め、「特定物質の種類」とに「を削り、「許可製造数量」を「第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量(以下「許可製造数量」という。))」に改め、「又は第五条の規定により指定された数量(以下「輸出用製造数量」という。))の減少の指定」を削り、同条第二項第二号中「又は減少しようとする輸出用製造数量」を削り、同項第三号中「輸出予定数量」の下に「及びその仕向地」を加え、同条第三項中「同条の規定は同項の減少の指定について」を削る。

第九条第一項中「第四号の下に」(第五条の二第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))を加え、同条第三項後段及び第四項を削る。

第十条第一項中「第四条第一項」の下に「若しくは第五条の二第一項」を加える。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「第十一条第一項の確認を受けた者」を「第十一条第一項、第十二条第一項又は前条第一項の確認を受けた者(以下「確認製造者」という。))」に、「同条第二項第一号又は第四号」を「第十一条第二項第一号若しくは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第四号又は前条第二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第二項を削り、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 政令で定める特定物質(以下「指定特定物質」という。))を製造しようとする者は、規制年度ごとに、当該特定物質が当該規制年度内に政令で定める用途(以下「特定用途」という。))に使用されたこと又は使用されることが確定であることを通商産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確定である数量

三 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

四 その他通商産業省令で定める事項

3 指定特定物質を製造する者が、その製造に係る指定特定物質にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するための措置を講じて、これを他の者に引き渡す場合として政令で

定める場合にあつては、当該引渡しに係る指定
特定物質の製造は、第四条第一項の規定の適用
については、第一項の確認を受けた者がその確
認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。

第十六条第一項中「許可を」を「第四条第一項若
しくは第五条の二第一項の許可を」に改め、同項
第一号中「第四条第一項」の下に「若しくは第五条
の二第一項を、又は」の下に「第五条第三項の規
定による変更若しくは」を加え、「若しくは同項の
減少の指定」を削り、同項中第三号を削り、第二
号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え
る。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質を
製造したとき。

第十六条第三項中「又は第十二条第一項」を
「第十二条第一項又は第十三条第一項」に改め、
同条第四項を削る。

第三章 特定物質及び指定物質に関する届出
を「第三章 特定物質等に関する届出」に改める。

第十七条中「その種類ごと」を削る。

第十八条を次のように改める。

(政令への委任)
第十八条 前条に定めるもののほか、特定物質の
種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに
当たり必要とされる数量その他の議定書におい
て我が国が報告しなければならぬものとされ
る事項を把握するために必要と認められる範囲
内において、政令で、オゾン層を破壊する物質
の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他の事
項の届出に関し必要な規定を設けることができ
る。

第四章 特定物質及び指定物質の排出の抑制
及び使用の合理化を「第四章 特定物質の排出の
抑制及び使用の合理化」に改める。

第十九条中「又は指定物質を」を「(特定物質以外
の物質であつて政令で定めるものを含む。以下こ
の条から第二十三条までにおいて同じ。)を」に、
「特定物質又は指定物質の」を「特定物質の」に、
「特定物質又は指定物質に」を「特定物質に」に改め

る。

第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条中
「又は指定物質」を削る。

第二十二條及び第二十三條中「及び指定物質」を
削る。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(農林水産大臣との協議)
第二十八條の二 通商産業大臣は、次の場合に
は、農林水産大臣と協議しなければならない。

一 政令で定める特定物質を含む種類の特定物
質の製造についての第四条第一項の許可をし
ようとするとき。

二 前号の許可に係る数量について、第五条第
一項の規定による指定をし、又は同条第三項
の規定によりこれを変更しようとするとき。

三 第一号の政令で定める特定物質の製造につ
いての第五条の二第一項の許可をしようとし
るとき。

四 第一号又は前号の許可に係る数量につい
て、第八条第一項の増加の許可をし、又は第
十六条第一項の規定による削減若しくは同条
第二項の規定による減少の処分をしようとし
るとき。

五 第一号又は第三号の許可について、第十条
第一項の規定により条件を付し、若しくはこ
れを変更し、又は第十六条第一項の規定によ
る取消しをしようとするとき。

環境庁長官及び通商産業大臣は、排出抑制・
使用合理化指針を定めようとするときは、前項
第一号の政令で定める特定物質に係る事項に関
し、農林水産大臣と協議しなければならない。

第二十九條の見出しを「(経過措置)」に改め、同
条第二項を削る。

第三十條中「第十四條」を「第五条第四項」に改め
る。

第三十一條第一号中「又は第十八條」を削る。

第三十三條中「第十三條第一項(同条第二項にお
いて準用する場合を含む。)」を「第十四條」に改
め、同条の次に次の一條を加える。

第三十四條 第十八條の規定に基づく政令には、
その政令の規定に違反した者を二十万円以下の
罰金に処する旨の規定及び法人の代表者又は法
人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者
がその法人又は人の業務に関して当該違反行為
をしたときは、その行為者を罰するほか、その
法人又は人に対して各本条の刑を科する旨の規
定を設けることができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に關
する法律の一部改正)
第三条 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律(平成五年法律第八十九号)の一部
を次のように改正する。

第二百四十八條のうち、特定物質の規制等に
よるオゾン層の保護に関する法律第二十七條の
改正規定中「第十六條第一項から第三項まで」を
「第十六條」に改める。

理由

オゾン層を破壊する物質に関するモニトリオー
ル議定書の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保
護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる特定
物質に現行の指定物質その他の物質を加える等所
要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委员会議録第八号

平成六年六月十五日

平成六年六月二十九日印刷

平成六年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局